

# 熊谷市景観形成基準の解説

熊谷市



## 目 次

はじめに	2
届出対象行為	3
1 届出の対象となる行為	3
2 地区区分図（総括図・概要図）	4
景観形成基準の解説	6
1 建築物の建築等に係る基準	6
(1) 大きさや建て方	6
(2) 壁面の見せ方	8
(3) 素材・形態	9
(4) 色彩	10
【参考：色彩の表記方法】	
【表1 色彩の制限基準】	
(5) 付属設備	14
(6) 緑化	15
【表2 緑化目標基準】	
■緑化について■	
①「緑化を要する面積」	
②「緑化面積」の算定	
③「緑化面積」	
(7) 夜間照明	18
2 工作物の建設等に係る基準	19
(1) 大きさや建て方	19
(2) 素材・形態	20
(3) 色彩	20
(4) 緑化	21
3 開発行為に係る基準	22
4 土石の採取に係る基準	23
(1) 緑化	23
(2) 形態	23
5 木竹の伐採に係る基準	24
6 屋外における物件の堆積に係る基準	25
(1) 堆積物の高さ	25
(2) 遮蔽物の形態	25
(3) 遮蔽物の色彩	25

## はじめに

本市は、荒川、利根川の二大河川と広大な農地、遠方の山並みなど美しい景観を有しています。

本市の景観は市民共有の財産であるという意識を持ち、市民、事業者、行政等が協働で良好な景観形成に努めていくことが重要です。

この熊谷市景観形成基準の解説では、「熊谷市景観計画」に定めた「景観形成基準」について、手法例をイラスト等により解説しています。

本書を参考にしていただき、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいただくよう、市民皆様方のご協力をお願いいたします。